東日本大震災により被災した住宅用地等の特例にかかる申告書

令和　　年　　月　　日

伊 達 市 長

申告者

住　所

(法人にあっては所在地)

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(法人にあっては名称及び代表者名)

電話番号

被災住宅用地の所有者との関係

地方税法附則第56条等の規定に基づき、東日本大震災により被災した住宅用地等の特例につき下記により申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申告内容 |  | 東日本大震災により被災した住宅用地の特例 |
|  | 東日本大震災により被災した住宅用地の代替住宅用地の特例 |
|  | 東日本大震災により発生した原子力発電所事故による警戒区域内の住宅用地の代替住宅用地の特例 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被災住宅用地 | 土地所在 |  | 地　　積 | 　　㎡ |
| 土　　地所有者名 |  |
| 土　　　地所有者住所 |  |
| 家　　屋所有者名 |  | 家　屋滅失日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 家　　　屋所有者住所 |  |
| 新たに取得した住宅用地 | 土地所在 | 伊達市 |
| 土　　地所有者名 |  | 被災住宅用地の所有者との関係 |  |
| 土　　　地所有者住所 |  |
| 取 得 日 | 　　年　　月　　日 | 地　　積 | ㎡ |

東日本大震災により被災した住宅用地等の特例について

1.被災住宅用地の特例

特例の内容

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地について、平成24年度分から平成33年度分までの間、当該敷地を住宅用地とみなし、固定資産税の軽減を図るもの。

滅失・損壊した住宅について

滅失…倒壊したり、り災証明書で半壊以上の判定を受けた後に取り壊した住宅

損壊…屋根や柱などの主要構造部が損傷を受け、当該住宅での生活が困難となる程度の被害のあった住宅。具体的には、り災証明書で半壊以上の判定を受けた住宅。

対象者

1)　平成23年1月1日における被災住宅用地の所有者

2)　平成23年1月2日から3月10日までに被災住宅用地の全部または一部を取得した者

3)　1)、2)の者から3月11日以降、被災住宅用地の全部または一部を相続した者

4)　1)、2)の者から3月11日以降、被災住宅用地の全部または一部を取得した三親等内の親族

5)　1)、2)が法人の場合は3月11日以降、当該法人を当事者とする合併・分割により当該法人が所有していた被災住宅用地の全部又は一部を取得した法人

2.被災代替住宅用地の特例

特例の内容

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に取得した場合、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する面積について、取得後3年度分当該被災代替土地を住宅用地とみなし、固定資産税の軽減を図るもの。

なお、**被災住宅用地の特例と被災代替住宅用地の特例は併用可能です。**

対象者

1) 被災住宅用地の所有者(共有者を含む)

2) 当該被災住宅用地を相続した者

3) 三親等内の親族で、被災代替土地に建築される家屋に被災住宅用地の所有者と同居予定の者

4) 法人の場合、当該法人が合併により消滅した際、その合併後の存続法人、若しくは新規設立法人、又は当該法人が分割により被災住宅用地に関しての事業を引き継いだ際、その分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

3.警戒区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

特例の内容

警戒区域内住宅用地の所有者等が警戒区域解除日から起算して3ヶ月を経過するまでの間に当該被災住宅用地に代わる土地を取得した場合、取得後3年度分について当該土地を住宅用地とみなし、固定資産税の軽減を図るもの。

対象者

1) 警戒区域設定指示のあった日における警戒区域内の住宅用地の所有者

2) 警戒区域内住宅用地を相続した者

3) 三親等内の親族で、代替住宅用地に建築される家屋に警戒区域内住宅用地の所有者と同居予定の者

4) 法人の場合、当該法人が合併により消滅した際、その合併後の存続法人、若しくは新規設立法人、又は当該法人が分割により戒区域内の住宅用地に関しての事業を引き継いだ際、その分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人